

平成 1 9 年 7 月 1 2 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 9 年第 1 3 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成19年第13回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成19年7月12日(木)

開会 午後 1時32分

閉会 午後 2時45分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤本 靖 古木 光義
牧野 征夫 小林 章子
大澤 祥一

署名委員 古木 光義

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	高橋 眞二
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	指導主事	中嶋富美代
学校給食課長	石井 雅隆	生涯学習推進センター長	宿澤 正則
体育課長	田中 博	図書館長	藤田 力

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 五十嵐 敏行 鈴木 啓史

案 件

1 報告

- (1) 平成 1 9 年第 2 回立川市議会定例会報告について
- (2) 立川市の麻しん緊急・予防対策について
- (3) 夏季休業中並びに夏季休業前後の生活指導について

2 その他

平成19年第13回立川市教育委員会定例会議事日程

平成19年7月12日

教育委員会会議室

1 報告

- (1) 平成19年第2回立川市議会定例会報告について
- (2) 立川市の麻しん緊急・予防対策について
- (3) 夏季休業中並びに夏季休業前後の生活指導について

2 その他

開会の辞

藤本委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから、平成19年第13回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に古木委員、お願いします。

本日の案件は、報告3件、その他ということになっておりますので、内容としてはわりあい短時間に進められるかもわかりませんが、あと、施設見学を予定しておりますので、その旨ご了承ください。

報 告

(1)平成19年第2回立川市議会定例会報告について

藤本委員長 それではただいまから始めさせていただきます。

1番、報告(1)平成19年第2回立川市議会定例会報告について。教育部長、お願いします。

高橋教育部長 6月議会のご報告をさせていただきます。

今回につきましては、平成19年度第2回立川市議会定例会ということで、5月31日から6月21日まで開催されました。その中で、一般質問につきましては5月31日から6月4日までですが、教育委員会関係は5月31日と6月1日の2日間でした。

順番に申し上げますと、まず、梅田議員につきましては、柴崎体育館の管理についてということで質問がありました。どのような計画になっているか。また、委託の部分で問題はなかったか。委託会社に雇われている人の問題はどうかというようなご質問でした。

まず、委託契約は、室内水泳場運営業務を梅田議員指摘の業者に委託しており、監視、清掃、管理業務等8種の業務を委託しており、委託の問題点は、一部、いわば又委託というような言い方をしますけれども、委託会社が又委託するというような状況が、これは前もって市と契約を結んで、そのことをきちっと話し合っていれば問題はないんですが、市の関与しない部分で一部又委託の部分がありまして、市としては嚴重注意処分にしたということでお答えしました。

それについて、さらに再調査をしないのかということですが、これは、現在、契約上雇われている人が何人か、あるいは名簿から再調査はできないかという質問だったんですが、契約上、12人から13人常勤で、16人ほどが登録していると。私どもは業者の長と契約しておりますので、話はそこからしますので、直接私どもの方から現場の職員に指示することはできませんので、直接の連絡等とはできない、このようなお答えをしていた状況です。

2番目に、8番の浅川修一議員から柴崎図書館についての質問がありました。柴崎図書館の設置の経過、利用状況、現状認識についてということで、それについては、昭和46年、公民館の図書室として出発、また、53年には柴崎図書館となっていると。利用は、18年度は4万6,757冊、1万2,481人が利用していると。ただし、これは幸図書館の半分程度の規模で

あるというお話をしました。

図書館協議会の答申についての質問については、図書館協議会からは、平成10年の答申の中で四小周辺に中規模館として移設することが望ましい、このような提案がされています。その後、財政状況や、その間に職員の配置見直し方針の検討などがされて、時間を要しているという現状でございます。

今後についてはどうかということですが、経営改革プランでは、早期に見直しを進めるとし、廃止を視野に入れて検討するというのが経営改革プランでございます。そのことに対して、幸図書館と比較して少ないと見るか、1平米当たりの貸出冊数は中規模図書館と比べて多いではないか。したがって、小規模ではあっても、この図書館は大きな役割を果たしている。何とか残せないか、こういう趣旨の質問でした。

これに対しては、どうマイナスが出ないようにするか。小学校の図書室の充実などを含めて検討していきたい、このように答えています。

続きまして、永元議員からは、子育て支援策と医療費助成についてということで、麻しん（はしか）の予防対策についてということで質問がありました。この時点では、小学校3校、中学校2校で、各1名が発症し、当該校と協議して、対応マニュアルを送付するなどしているということと、今後、集団発生のおそれありと判断した時点で緊急対策に取り組むというふうに答弁しております。その後のことについては、それぞれの委員方にお話ししたとおりでございます。

続きまして、稲橋ゆみ子議員からは、中学校における部活動についてということで、継続していくための市としての施策は、ということでありました。それについては、都教委の方から本年4月より学校の教育活動の一環として位置づけたことを受け、市では部活動運営委員会を組織し、学校教育の指針にもクラブ活動、部活動等の充実と推進を示している。

また、立川の方針をいつまでつくるのかと。地域、保護者との話し合いの場を持たないのかという質問に対しては、管理運営規則については、今年度の改正を目指す。あくまでも校長の責任において取り組んでいく、こういうふうに答弁しております。

次に、早川議員ですが、教育問題についてということで、まず、全国学力テストの問題点をどう考えるのか。競争の激化を招くのでは、ということに対しては、子どものプライバシー等、情報流出の危険性については、記号方式にするなど改善が図られていると。学校間の序列化や競争につながらないように、学校名を公表せず、各学校の授業改善推進プラン作成に活用していくというふうに答弁しております。

また、国（文部科学大臣）が、教育委員会に対して講ずべき措置の内容を示して、三法絡みのことですが、是正の要求を行うことは地方自治の本旨に反しないか、こういう質問ですが、これについては、法案が審議中なので見解は差し控えたいが、現行の地方自治法の本旨にのっとって運用することを願っているというふうに答弁しております。

また、教員の免許更新制に問題はないか。自信、誇りを損なう危惧を持たないかということですが、これについても審議中なので見解を差し控えたいが、教員免許更新制が教員のさ

らなる資質向上につながるよう願っていると、こういうふうに答弁しております。

また、最後に、日本青年会議所作成の「誇り」というDVDがあるんですが、これを学校教育に導入することをどう考えるか。憲法に反する教材を使ってよいのかという質問ですが、教材の導入は校長の判断によるが、現物が手に入ったとすれば、教育委員会として検討することもある。現時点では現物を見ていない状況でございますので、そのように答弁させていただきました。

それから、一般質問では最後なんですが、守重議員。立川っ子支援の拡充についてという質問の中で、クラブ活動の外部指導員について、教育委員会がバックアップしていくシステムを構築できないかということですが、外部指導員については、現在70名の方にご協力をいただいております。今後も広報等に努めていきたい、このように答えました。

それから、体育施設利用料について、子どもたちを無料でできないかという趣旨の質問ですが、中学生以下プール利用については、プール利用の約22%が中学生以下、野球場については約40%、陸上競技場については、約10%の子どもたちが利用している状況です。

利用料については、プールは大人400円のところを100円、陸上競技場については、大人100円のところを50円となっております。少年団体の利用は無料となっている、こういうような答弁をいたしました。これが一般質問です。

続いて、文教委員会が6月13日に開催されました。内容については、報告事項については6点報告しまして、その6点のそれぞれについては、教育委員会に報告したとおりでございますので、ここでは省略させていただきます。

それから、所管質問がございました。所管質問については、7名の委員の方から所管質問を受けました。簡単にそれぞれ話させていただきます。

まず、米村委員からは、放課後子ども教室についてということで、学校、教育委員会としてどのようなスタンスで臨むのかという質問ですが、それについては、子ども家庭部との共管を考えていると、このように答弁しております。

また、安全管理委員、学習アドバイザー等にコーディネーター役を担ってもらえないのかという質問については、地域の方を中心にやっていきたい、教員にこれ以上の負担はかけられない、このように答弁しております。

また、学校は何ができるのかを考えてほしいということの質問については、教育委員会としてできる限りの対応をしていきたい、このように答弁しています。

それから、伊藤大輔委員の質問ですが、中学校外部指導員（部活動）についてということで、外部指導員と緊急派遣指導員に分けた根拠は。これについては、緊急時対応がスムーズにできるようにしたいというふうに答弁しております。

そして、プールの補助指導員は賃金、外部指導員は謝礼、統一できないのかということですが、これについては、教育課程、教育活動等、位置づけにおいて、これまでの経緯がある、こういうふうに答弁しています。

また、校内のトイレ清掃について、なぜ業者にさせるのかということについては、薬品等

の問題があるということと、それから、それは子どもたちの教育に必要なのかということですが、これについては、やむを得ないことであるというふうに答弁しています。

学校プールの排水口の安全確認について、その後点検をしているのかということについては、きちっとしているし、していくというふうに答弁しています。

それから、上條委員については、小・中学校での防災の取り組みについてということで、備品などの転倒防止について、現状と今後の取り組みはということですが、阪神淡路大震災以後に対応したこともあり、概ねL字金具などがついている状況です。ただし、詳細にわたっては策定中の防災計画に位置づけて対応していきたい、このように答弁しております。

それから、防災学習の現状についてはどうかということですが、日頃、意識づけ等に努力しておりますというふうに答弁しています。

それから、高口委員ですが、まず、学習等共用施設、公民館などの市の施設の利用時間帯についてということで、受付開始時間を職員が来ている8時半からに、また昼休み時間帯に受け付けしてもらえないのだろうか、こういう質問でした。

これについては、公民館については、10月の地域学習館転用にあわせて検討していきたい。なお、今年度中にはインターネットでの申し込みを可能な状況にしていけるよう現在検討しておりますというふうに答弁しております。

続きまして、小・中学校のことについて、トイレの改善計画は、これは和式用をなくせないかという趣旨の部分でしたが、今の段階で和式用をなくすことはできない、このように答弁しております。

それから、先生の勤務時間については現状どうなのかということで、大変な状況でありますというふうにお答えしています。

中学校の職場体験については、公共施設での受け入れはされているのかということでしたが、現在でも、今年の場合には4校で図書館とか保育園等に種々実施されておりますというふうに答弁しています。

それから、給食の配膳員について、身分、勤務時間、何人ということでしたが、非常勤扱いで、9時半から15時まで、12校で25名従事しております。

それから、就学援助費について、第1回支払いを8月よりもっと早められないかということについては、課税台帳等の確認作業等もあり、この辺がぎりぎりである。難しいというふうに答弁しております。

続きまして、五十嵐委員からの質問でございます。まず、放課後子ども教室推進事業について、代表者会議の開催回数は何回ぐらいかということですが、これについては、年に2~3回というふうに答弁しております。

それから、教室ということで、先生が担当すると誤解を生じる。ルール化がもっと必要ではないかという質問、また、緊急事態の対応、責任の問題について協議をということ、あるいは学校図書館の利用も出てくるであろうから、そのときの対応はどうか、こういうような質問でしたが、この件については、概ね子ども家庭部とよく話し合っていきたいとい

う答弁をしております。

それから、子ども読書活動推進計画と学校の読書環境の整備などについてということで、中間年度として進捗状況はどうか。数値目標の把握は、ということでしたが、立川読書ウィークの取り組みや学校向け4回を含む8回のボランティア講座の開催、出前講座や団体貸し出し、リサイクル本の配布を積極的に実施しているというふうに答弁しています。

学校での取り組みは、ということですが、限られた時間の中で鋭意取り組んでいるということでした。

それから、専任の学校司書を置けないのかということですが、他市の状況なども含めてということだったものですから、有償ボランティアなどを活用していることが他市にあることは聞いているが、専任の学校司書を置くまでには至っていない、このように答弁しています。

放課後子ども教室との連携については、今後、庁内で検討していくというふうにお答えしました。

それから、教育委員会についてということでの質問もありました。教育委員会独自のホームページを持つべきではないか。また、ホームページの会議録に資料の添付がないというような質問に対しては、基本的に、手間暇の点からご要望に応えることは難しいという答弁をしました。

それから、教育委員会において、教育委員さんからの議案提案は前年度何件あったのか、ということでしたが、ありませんということをお答えしました。

それから、教育委員は学校の子どもたちとコミュニケーションをとっているのかという質問がありました。答弁としては、学校訪問など頻繁に行ってはいますけれども、子どもたちとの懇談会という形ではやってはいないという答弁をしました。

それから、「たち」の反響はどうか。発行回数を増やせないかということでしたが、これについては、反響が大いにあることはありますけれども、また、回数を増やすようにとの期待はありますけれども、実現は難しい、このように答弁しています。

それから、教育長あて直接メールが必要ではないかということでしたが、これについては、市長を通して現行受け取っているということです。

女性の登用について。教育委員及び事務局の女性の登用の状況はどうかということですが、教育委員については、5名のうち1名が女性。事務局の管理職についてはゼロということで、何とかしていきたいんだけど、という答弁をしています。

それから、教育委員会と議会の方の文教委員会との関係についてということで、文教委員会への報告や資料の出し方にルール化してほしい。また、教育委員会に出されたことについて、資料だけでも文教委員会に提出できないかという質問でした。これについては、他の委員会、いわゆる総務委員会とか環境委員会とかがありますが、他の委員会とのバランスをとって考えていきたいというふうに答弁しました。

教育委員会の議会報告は、後日、議事録が出るのだから工夫をということの質問でした。これは、今、私がここで議会報告をしているように、これは議事録が出るのだから、もっと

工夫をするべきではないかという質問でした。これについては私の方から、簡略化に努めていきたい、このように答弁しました。

以上が五十嵐委員の質問です。

続きまして、守重委員からですが、外部指導員と体育施設使用料についてということで、さらに、外部指導員を活用した部活の方向性について考えられないかということですが、多くの協力を仰いでいきたいというふうに答弁しています。

それから、体育施設、個人利用も含めて、子どもたちを無料にできないかということですが、今後、受益者負担適正化検討委員会の意見を参考に検討していくというふうに述べております。

それから、放課後子ども教室への先生の関わり方についてということで、元校長、元先生の方々に関わってもらえるようにならないかということについて、これは子ども家庭部ともよく相談をしていきたいというふうに答弁しております。

それから、全国学力調査について、これによって何を求めようとしているのかということですが、児童・生徒に基礎的、基本的な学力が身についているかを把握していく。

また、結果に対する対応については、という質問については、各学校の授業改善推進プランに活かしていくというふうに答弁しています。

最後に、矢口委員から中学校の部活動について、管理運営規則の改正、再評価についてということでの質問でした。生活指導面、手当て面、評価して対応できるように検討はしてまいりますというふうに答弁しています。

それから、大規模校と小規模校によって部活動の状況が違うわけですが、合同部活動などの調整はとれないのかということですが、難しいことではあるけれども、大会などへの参加はできるようになっているというような答弁をしております。

それから、大会への出場の際、バスの送迎についてということで、ある大会についてバスの送迎ができないかという特定の大会が示されていたんですが、交通問題などから、後日、実費を費用弁償しているのが状況でして、ご指摘の大会には、19年度の送迎バス用の予算化はしていない、このように答弁をいたしました。

以上が所管質問でございました。議会については、そのほかに6月8日の本会議で補正予算がありまして、教育委員会からは1件だけ、東京都の方の補助が確定したことがありましたので、特色ある学校づくり交付金の部分での東京都の決定が数字が出ましたので、その数字を補正したというような状況が1件ございます。

以上が今議会の報告でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。過日行われました市議会の定例会での内容報告を部長からしていただきましたが、特に何かご質問ございますか。

内容的には、放課後の子ども教室とか、中学校の部活動という関連が多いように思いますが。

特になければ、以上の報告で、次へまいらせていただきます。

報 告

(2) 立川市の麻しん緊急・予防対策について

藤本委員長 報告2番、立川市の麻しん緊急・予防対策について。学務課長、お願いします。

島田学務課長 立川市の麻しん緊急・予防対策についてご報告いたします。

前回の平成19年第12回立川市教育委員会定例会で第八小学校の緊急対策についてご報告いたしましたが、その後発症した小・中学校9校では、既に7校では終息し、他の2校でも新たな罹患者は出ておりませんが、引き続き心配な状況が続いておりました。そのため、7月5日に立川市危機管理対策会議が開催されまして、緊急・予防対策が決定いたしました。

その内容は、対象者につきましては、市内在住の小・中学校児童・生徒であって、麻しんワクチン未接種及び麻しん未罹患者のほか、第2期接種の対象外の市内在住の2歳以上6歳未満の乳幼児で、麻しんワクチン未接種及び麻しん未罹患者とされております。

特に市立小・中学校の対象児童・生徒数であります。この間、6月27日から7月11日にかけて、改めて個別調査を行いました。その結果、1つの小学校だけが個別調査にならなかったんですが、小学校においては、未接種、未罹患の対象者は252人、中学校は162人、計414人という結果になっております。

個別調査でありますので、覚えていないとか、どうしても回収できなかったというものが若干ありますので、この414人については多少移動があるかとも思いますが、およそそういう人数でこの対象については把握しております。

接種期間につきましては、現在、準備をしております。7月17日の火曜日から接種できるように今進めております。緊急・予防対策でありますので、終了時期は8月31日までということで、短期間になっております。

接種方法は、前回と同様、立川市医師会加盟医療機関で個別接種するということになっております。

費用につきましては、今回は全額立川市負担で無料というふうになっております。

なお、緊急・予防対策ではありますが、今回も任意接種であるということについては、変わりはありません。

以上です。

藤本委員長 何かご質問ございますか。

1つ。今、課長さん、今回は無料とおっしゃいましたけれども、最後に言った、あくまでも任意ですよというのが大筋の考え方ですね。学務課長。

島田学務課長 そうです。発症の緊急についても無料でありましたけれども、今回の緊急・予防対策についても無料ということが決定されております。全部市の負担で無料ということになります。

藤本委員長 ですから、来年予防接種を受けようと思えば、これは有料ということになりますね。学務課長。

島田学務課長 そうです。今回の緊急・予防対策だけが無料ということになっております。
藤本委員長 わかりました。ということでよろしいですね。ありがとうございました。いろいろ手早くやっていただきまして、ありがとうございました。

報 告

(3) 夏季休業中並びに夏季休業前後の生活指導について

藤本委員長 報告の3番、夏季休業中並びに夏季休業前後の生活指導について。指導課長、お願いします。

樋口指導課長 それでは、お手元の立教指発第1140号、平成19年7月3日付で教育長名で通知をしております「夏季休業中並びに夏季休業前後の生活指導について」、このことについてご報告を申し上げたいと思います。

本年度も夏季休業が近づいているところでございますが、7月3日の校長会でこのような通知で各学校における夏季休業並びに休業日前後の生活指導の徹底ということでお話をさせていただきました。

大きなところを申し上げます。今回の通知の中で、いじめ等により自らの命を絶とうとすることや生命を軽んじる行為、そのことをまず前書きの文章で書かせていただいております。

そして記書きの部分でございますけれども、1番の(1)につきまして、今年度新たに追加をさせていただきました。自己肯定感を育てていくこと、そして自他の生命を尊重すること、このことについて当たり前のことを改めて各学校への周知徹底を図る、そういうようなことで書かせていただいております。

また、立川市・立川市青少年問題協議会から、地域から各家庭に配布をされております「夏休み期間の対策」というものをあわせてお示しをさせていただきました。

私どもの通知文の詳細につきましては、指導主事より報告をさせていただきたいと思っております。

藤本委員長 中嶋指導主事。

中嶋指導主事 それでは、お手元の通知の中で、特に今年度、夏季休業中並びに夏季休業前後の生活指導で、重点として占めさせていただいている部分についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、通知の前文の中で大きく2段落目に示してございますけれども、特に、いじめ等により自らの命を絶とうとすること、また、生命を軽んじる行為、不審者による連れ去りや不審電話等について、具体的に各学校で指導するようという通知をしております。

そして、記書き以降の部分でございますけれども、まず、大きな1点目が、夏季休業前に関します、事故の未然防止に対する指導の徹底でございます。

この中では、(1)番に今年度新たに加えたものでございますけれども、立川市各学校で行っております「いじめ点検旬間」や「いじめ解消旬間」の取り組みを踏まえまして、一人一人

の子ども寄り添う指導の徹底、そして、子どもたちが自己肯定感を持つこと、また、生命尊重の視点に立つこと、それらの教育の推進ということを大きく打ち出しております。

そして、2点目以降は、さまざまな生活指導上の課題に言及している部分でございますけれども、不審者に関するもの、また、3点目には不審電話に関すること。4点目には、少年による人権感覚を欠いた悪質な事件に関する部分に関して、警察や少年センターなどの連携を必要とする部分。また、5点目などには、交通道德を守るという安全配慮に関すること。そして6点目には、深夜の徘徊等に潜む危険性についての指導について。7点目には、性被害や問題行動の未然防止、規範意識の高揚ということ。8点目には、水泳事故、また、熱中症の防止などに関して。9点目には、部活などにおけます指導体制の確立に関して。10項目目には感染症や食中毒。11項目目には、家庭に関する規則正しい生活への啓発ということで掲げさせていただいております。

そして、大きな2点目には、夏季休業中の教育活動の充実ということで、ここでは3点示しておりますけれども、1点目には、学習活動や学習相談の機会を多くつくるということ。2点目には、学校図書館の開放による読書活動や水泳指導等の体育的活動など、それらの豊かな学習活動の場の創出に努めるということ。3点目には、不登校をはじめ学校生活への適応に課題がある子どもたちへのきめ細かな指導を行うこととすることを示しております。

続きまして、大きな3点目でございますが、こちらは夏季休業後の適応指導の徹底を図るところでございますが、こちらにも3点ございますけれども、まず1点目には、家庭との連携を十分に図るということ。2点目には、子どもたちが夏季休業後、学校に来たときに、言葉遣いや服装などに関して、子どもたちの表面にあらわれるサインを敏感に受けとめて、校内における相談体制を強化していくということ。3点目には、夏季休業日の生活や成果についての発表の機会を設けるとことを示しております。

そして、最後の4点目ですけれども、万が一の事故の発生に備えた体制ということで、1点目には、やはり休業日に登校する子どもたちへの交通安全について。2点目には、問題行動の発生した際についての教育委員会への速やかな報告。3点目には、関係諸機関への連携について。4点目には、不測の事故発生の際の方策の明確化とすることを示しております。

最後に、この通知の周知についてでございますけれども、7月3日の校長会のみならず、7月5日に副校長会、そして生活指導主幹会において配布説明し、徹底を図っております。

以上で報告を終わります。

藤本委員長 中嶋指導主事さん、青少協の方から出された資料についてはどのように扱っていらっしゃいますか。中嶋指導主事。

中嶋指導主事 こちらに示されておる内容も、今回教育委員会がつくった通知と重なる部分がございます。生活指導主幹会などでこちらの「心とからだを鍛え、健全な夏休みにする」ということを、生活指導主幹等に話をし、それらの徹底ということを図ってまいっております。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 毎年出しているんですけども、毎年少しずつ、その時代の趨勢によって変化していますけれども、昭和 50 年代にはやって、最近、非常に危険性のあるガスパンという言葉をお聞きになったと思いますが、私なんか何件か経験して、死に至るといふ事故も承知していますけれども、立川市の学校、特に中学校をめぐるガスパンに関する情報というのは入ってきているかどうかというのが 1 点目。多分ないと思いますけれども、あったら教えてください。

2 点目は、生活指導に関する夏季休業中のものが、各学校、多分保護者会等でも徹底されていると思いますけれども、一番我々が気になるのは、保護者会等に出席をしていただける方についての保護者については、うまく伝達はできるんですけども、保護者会に出席されていない保護者に対するこういう指導法の徹底というのを、各学校長にはどういうふうな指導をされていますか。2 点お聞きしたいと思います。

藤本委員長 中嶋指導主事。

中嶋指導主事 まず、1 点目にご質問ございましたガスパンに関してですけれども、現在の生活指導の分科会等の中では、具体的なその報告は挙がっておりませんが、また、毎月生活指導の報告をいただいておりますので、注意して確認などをしていきたいと思っております。

続きまして、2 点目の保護者会に欠席された方についてなのですが、各学校で保護者会の翌日等に、保護者会などで示した文書などは、欠席された家庭には、子どもを通じてですけれども、配布などしております。また、子どもたちに関しても、全体の集会などについて徹底しておりますので、子どもを通じてという形になりますけれども、まずは子どもの意識も高めながら、子どもを通じて家庭への啓発も図っていくというところで取り組んでおります。

以上です。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 簡潔に補足をさせていただきたいと思っております。

1 点目につきましては、仙台でも大きな事故がございまして、私どもの方からも生活指導主幹会などで、そういう注意を促す情報提供もしております。

2 点目につきましては、今、中嶋指導主事が申し上げたとおりではございますけれども、夏季休業中に教員が不登校ぎみの子どもの家を家庭訪問したりとか、そういうような中で直接届けていると、そういうようなことも校長から聞いているところでございます。

以上です。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 先だって、五中の道徳の公開講座の中で指導主事も言っていましたけれども、あそこに出てきた子どもたちの外出の変化といいましょうか、外出時、特に夜の外出時ですね。地域によってはかなり差があるんですけども、地域の方々が非常に努力されて、朝 5 時頃から起きてスーパーだとかああいうところに出かけていっては、たむろしている子どもたち

に対する声かけをしているという、そういう努力なんかが青少協の中でも、出席されてわかると思いますが、どんなふうな報告がなされて地域の活動がどういうふうに行くのか、それに対して教員、学校側がどういうふうな協力というか、お互いに子どもたちの安全を守るという行動を生活指導主幹会あたりではどんなふうな反応があるのか、もしわかったら教えてもらえますか。

藤本委員長 中嶋指導主事。

中嶋指導主事 ただいまいただきましたご質問ですけれども、地域の方にさまざまな形で子どもたちの教育を支えていただいているという現状がございます。生活指導主幹会の中などで話題に出ておりますのは、主に各学校の中で、先生方、生活指導主幹が中心になりますけれども、それぞれの地域の方との情報を得て、また、そちらの活動などにもできる範囲でなるべく参加するという形で連携をとっていくと、そのような体制を組んでいるという話を聞いております。

以上です。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 校長会もそうですけれども、地区協の各自治会、自治会長さんについては、こちらとはあまり関係ありませんけれども、そういう方々との連携、それから、各学校が多分つくっていると思いますが、各学校の危機管理マニュアル、こういうものを地域などにも示していきながら、学校はこういう組織で動いていますよというようなこと、それから、地域だけではなくて、諸機関、警察、消防も含めた組織図というのは各学校で多分つくっていると思いますけれども、もし作っていないとすれば、そういったものを作成するように促してもらおうと同時に、教員への意識高揚というものをさらに高めてもらいたいというふうに思います。

だんだん話をいろいろ聞いてみますと、うわさかどうか、本物か、はっきりしたことは、事件の内容でないとはわかりませんが、多摩地区に少しずつ生活指導をどうしてもやらざるを得ないような空気が流れ込んできている。都内から。そういったことを聞いていますので、十分な指導の徹底を図っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 地区の青少健というのは、各学区の諸問題には力になっていただいている。これは学校の先生をはじめ関係者、よく理解をしているんですが、青少健の組織が市長部局へいったんですが、私はなるべく青少健とのつながりというのは維持していきたいという事でいろいろな会合に出てるんですが、青少健の歓送迎会、委員が変わりましたのでね。本当に真剣ですよ。話していると、地域の話で大変ですよ。一生懸命。そういうふうなことなんですけれども、最後のどうしてもというところがあるんですね。今言った家庭の中に入り込めない問題だとか、それから、青少健の委員さんたちが一生懸命やっているんだけれども、活動時間には限界がありますから、例えば12時、1時までパトロールしているんだけれども、

子どもたちが起きてくるのは2時、3時だ、4時ごろまで。そういう空白地帯。それはつい先日の青少年問題協議会で、各地域の委員長は随分構成員に入っているんですね。それとか、警察だとか児相だとか保護司、いろいろなご意見が出たんですが、我々も頑張っているんですが、ぜひ警察の方でもというふうな話がありまして、警察は警察でパトロールしているんだけれども、なかなか物理的に難しいというようなお話がありましたけれども、ただ、今お話があったように、学校もマニュアルを持って対応しているんですが、学校から離れた子どもたちをどこまで学校の責任として関わらなくてはいけないのかという部分と、地域として地域の子どもたちということで、どこまで責任を持つというか、その辺の接点というのは非常に難しいのだろうと思うんですね。

文教委員会というお話もありましたけれども、先生の職務の問題。文科省の調査をやりますと、平均2~3時間も残業ですよ。そうすると、7時、8時は当たり前の世界なわけで、先生の負担をいかに軽くできるのかということが課題なんですね。その中で地域に出た子どもたちがそういう問題に教員、学校がどこまで関わるか、これは非常に難しい問題なんだけれども、解決しなくてはならないということなので、いずれにしても、これは学校だけではなくして、地域の力を十分拾い上げて、あるいは関係機関と連携を密にして、いろいろなシステムを再構築して取りかかっているかないと、なかなか難しいだろうというふうに思いますね。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 流れでお話しさせていただきますけれども、よく話題になっている夜回り先生という方の話を聞いてもおわかりだと思いますけれども、非常に子どもたちの生活様式ですとか、荒れの様式が変わってきているんですね。今までの荒れの様式とやや変化していますので、そういう中では、大人がなかなか関わりづらい、関わって入っていけない。それから、地域の親が一生懸命入ろうとしても拒否するという、そういった部分での難しさがあったりして、例えば、児相や保護司にしても何の権限もありませんので、そういう部分で警察的な権限があればいいんでしょうけれども、ありませんから、注意をするだけ。その注意の仕方によっては、はむかってくるというような状況があったりして、非常に難しいだろうと思うんですね。

ただ、今、教育長も私もそう思っていますけれども、今の危機管理意識の中で果たしているのかなという。組織の問題ですね。これはもう一回考えていかなかったらいけないんじゃないかなという気がしているんですね。ですから、何かの機会があれば、現在の子どもたちを取り巻く危機管理意識、もしくはそういう連携の仕方等が果たしているのかどうかという部分をぜひ投げかけていただければありがたいなというふうに思います。よろしく願います。

藤本委員長 お二人からそれぞれ意見がございました。子ども育成部が中心で、青少年健全育成推進大会とか、子ども連絡会というのをやっておりますが、私も教育長とともにそういう会へ出ていって、皆さんにお願いも一生懸命しているわけですが、そういう中で、

その集まってくる皆さんは、地域の方、自治会の方、それから、児童委員とか、保護司の方とか、民生委員の方、学校ももちろん校長をはじめ生活指導担当の先生が集まったりしておりますので、そういう中でいろいろ話して、皆さんが大変努力されているんですが、それを末端まで浸透させていくというところに皆さん悩みを抱えている。それから、そういうところで勉強し合って、先端の情報を吸収し、そしてお互いのこれからの活動の視点にしていきたいといったようなことを勉強しているということもつけ加えさせていただきたいと思います。

そこで、最初、牧野委員からお話がございましたように、小林委員に伺いますが、こういういろいろな資料をつくって、保護者会をやって資料を配る。いらっしゃる方はよくご理解いただける。来ない方には、中嶋指導主事の方から、生徒さんを通じて家庭にということろあたり、小林委員はどう感じますか。

小林委員 この間の五中の道徳の公開講座でも私もそんなような気持ちになったんですね。その場に参加してくださる方は意識が高く、何とかしようという気持ちも強い方なんですけれども、出てきてほしい方が出ていらっしゃらないということがありまして、それは親同士でも影響し合うといいですか、例えば、道徳の場合でも、だれか一人が普段あまり学校に来ない人を誘って連れてくるだけで、人数が増えて、意識も多少は変わってくるんじゃないかというふうなことを思ったですし、ですから、学校から通知はもちろんいただきますけれども、親同士のコミュニケーションというか、井戸端会議でもいいですから、そういう情報交換をするということが大事かなというふうに思います。

藤本委員長 ありがとうございます。こうやって、また学校でこれに基づいて資料をたくさんつくって、説明会をやったり、配ったり、指導したりしているんでしょうけれども、その徹底を、今小林委員がおっしゃられたような形で浸透すればいいなと思っております。

古木委員、何かありますか。

古木委員 去年のをちょっと持ってきまして、去年も7月4日付で小・中学校長へ配られている休暇中の資料について。これの中に、新たに今年はいじめの問題が加わったということでは、時宜を得た指導書だと思っております。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 前にもお話ししたんですけれども、こども110番の家。子ども110番の家は、教育委員会ではなくて子ども家庭部でしょうか。小学生などの子どもたちの動きを見ているそうなんですが、家の前に「子ども110番の家」というワッペンを張ってあったりするんですけども、前にもちょっと話をしましたけれども、果たして子どもたちが子ども110番の家というものの認識がどれだけできているのか。学校では多分指導されていると思いますけれども、子ども110番のワッペンの取れかかっているものとか、そういう組織プランというか、地図の中に、ここは110番の家だよという部分を確認できるようなものが全然ないのではないかとっては語弊になってしまいますか。あったら教えてください。もしないとすれば、110番の家というものの地域の中での略図というか、そういうものもつくっておかなければ、

ればいけないのではないか。それは子どもだけではなくて、保護者の方にもご案内するという、そういうところできていけばいいんですけども、できていないとすれば、ぜひつくっていただきながら、夏休み前にも、もうすぐ夏休みですから、ぜひそんなことを子ども家庭部との連携を図りながら推進していただければありがたい、こういうふうに思っています。

以上です。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 110番のステッカーというのはどこで張りかえるか。私は学校が主体的に新旧の取りかえをしているのかということを考えていたんですが、PTAの役員と話し合いを持ったときに、各PTAが、私の地域では私たちがみんなやっています、終わりましたという話があって再認識したんですけども、確かに子どもたち、保護者は、どこに110番の家があるのかというのを、多分地域マップに全部落とし込んであると思うんですね。新1年生には全部配るという状況ですし、また、地域でもマップをつくるということなので、子ども110番の家というふうなものはきちり落とし込んで、意識の中にも入れて、何かあったときには無意識に飛び込めるような雰囲気になくはないかなと思うんですけどもね。多分マップの中に落とし込んであるとは思いますが。

藤本委員長 110番はPTAが回ってきますね。

大澤教育長 そうですね。

藤本委員長 それから、この間、ある小学校のセーフティー教室というのに行きましたら、全校生徒と親がいっぱい集まっていたんですけども、専門家が来て、いろいろなビデオを使ったり、おもしろおかしく誘拐される場面の真似をしたりしながら、上手にやっていました。ところが、みんな非常ベルを持っているんですけども、ここにしまって、ボタンを止めて、あるいはチャックをしめて、すぐはパッと出てこないとか、電池が切れていたとか、持っただけですけども、ランドセルの奥にしまっているとか、そういうのがかなりあるんだということで、注意を受けていましたけれども、そんなこともあるようですので、学校では指導しているんでしょうけれども、そんなこともぜひつけ加えていただければというふうに思います。

牧野委員。

牧野委員 最後に1つだけ済みません。今、市の広報で、1日2回放送していますね。立川市と立川警察署とで、子どもたちのあれを巡回しますよという形でやっていますけれども、夏休みも同じような方法でやるのか、言葉は違ってくるとは思いますけれども、その辺のところの広報との連携を図りながら、あれは一つの抑止力になりますから、ぜひとも続けて。2回という方法でいいのか。あまりやると、今度はまた地域の方のうるさいという情報がきますので、難しいんですけども、その辺のところをもう一度、夏休み期間中のあいうものをどうするのか。ちょっと教育委員会の方から先にコマを投げていただいて、この話をしていただければありがたいなと思いますけれども、それは総務課の方ですね。それは頼みます。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 今ご指摘の例の放送ですけれども、市民生活部の方で夏休みバージョンといいますが、夏バージョンをみんな持っていますので、またご相談しながら進めていきたいというふうに思います。

それから、先ほどの子ども110番については、青少年健全育成の地区委員会が中心になって動いていまして、担当部署としては子ども育成課になりますけれども、それにプラスして、今現在では商工会議所、商連がまた新たに、とにかく抑止力の問題、そういう面での、子どもが利用する、しないはともかくとして、抑止力ということや、あるいはそれに参加する、ワッペンなりを置くことによって、子どもたちに安心してもらうおう、また同時に大人の方も参加して、子どもたちを見守っていきこう、こういう趣旨で動きが出てきますので、まちの中にはさらに子どもたちの安全を守ろうという機運が高まっていくかというふうに考えております。また関係部署とも調整していきたいと思っております。

牧野委員 よろしくお願ひします。

藤本委員長 ありがとうございます。指導課長。

樋口指導課長 いろいろご意見をいただきました。補足をまた少しさせていただきたいと思っておりますけれども、今回の通知の前年度の比較でというお話がございましたので、1番の(8)の「特に、学校プールでの指導の際には、組織的な安全点検及び指導体制により、事故やけがの未然防止に努める」というのは、本年度、昨年の教訓をぜひ生かしたいという願いで入れさせていただいているものがございます。それが1点でございます。

それから、子ども110番でございますが、ある小学校で地域マップを活用して、親子で子ども110番の家を訪ねて歩くという、防犯マップラリーのような取り組みをされて、立川のケーブルテレビでも紹介をされておりました。

もう1点でございますけれども、生活指導の通知もそうですが、日常の指導でもそうですけれども、よく出る話は、来れる親はいいんだ、来れない親の家庭に課題があるんだというカテゴリー分けというのは非常に危険だというふうに認識しております。来たくても来れない親、来ても、いつも「すいません」と謝らなければいけない気持ちの切ない親、自分の力ではどうしようもないと悩んでいる親。それから、中3になって学校から電話をかけたことで泣かれる保護者もいます。小学校1年から中3まで学校からもらう電話では、まず第一声、「すいません」ということを言わなければいけない。学校から電話をもらってほめられたのは初めてだと泣かれる保護者の気持ちもあります。ですから、そういうことも全部含めて、私どもの方で人権教育の講話の中に、保護者の気持ちに立って、保護者が来やすい学校づくりとか、来れない保護者に対してどういう手立てをとるのか、そういうようなこと、保護者の仕事の状況の中にあわせて、例えば面談を組むとか、そういうような視点もまた取り入れながら、各学校の指導をしてまいりたいと。貴重なご意見をいただきましたので、そんなことをまた参考にさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 今、保護者の話が出ましたので。保護者は何とかしたくても、自分の力ではどうにもならないというような切羽詰まった状況の方もいらっしゃると思いますので、学校、地域で協力して力を合わせて、保護者を助けるというような意味も考えていただきたいというふうに思います。

それで、別のところで、夏季休業中並びに夏季休業前後の生活指導についての通知、とてもきめ細かく表現されているんですけども、これが一人一人の子どもたち、また親に伝わるというふうなふうに思います。

それで、部分的なことになるんですけども、7番の性に関わる事故の発生に関する注意なんですけれども、私、今、保護司として担当している少年で性犯罪の子がいるんですけども、話を聞きますと、驚くようなことばかりなんです。中学の時代から普通感覚ではないような性意識というのがあります。ただ、その子が特別というのではなくて、私、自分が中学生のころのことを考えますと、本当に全く意識が違うというようなことを感じます。家庭でも、子どもには気をつけさせたいんですけども、なかなか正面切って話づらい部分があります。「性に関わる正しい理解を深め」というようなことをここに書いてありますので、学校で多分指導していただいているとは思いますが、具体的に、夏休みの前だからというのではなくて、普段の学校生活の中で、また授業の中で指導があるのかと思いますが、具体的にどういうふうな性教育というのを行っているのか、立川としてこういう考えというのがあるのかどうか。すぐにお答えいただけないのであれば、別の機会でも結構ですので、とてもこの部分が心配な部分なんです。ですので、何かありましたらお願いいたします。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 学校における性に関わる教育、性教育ですけれども、中学校で言えば、それは保健体育の保健の領域で進められていることとございますけれども、具体的な事例を挙げて、例えばこういうサイトはこうなっていると、こういうところでこういうものを売っているというようなダイレクトなことは、また逆の発達段階的に効果を招く危険があると思います。学校における性教育の基本は、男女が互いの違いをきちんと理解して尊重し合う。人間の尊重というのが性教育の一番の基本になっていますので、そういう部分で、狭い性教育というコマじゃなくて、全学校教育活動を通じて、人間尊重という教育を推進していくということが学校教育の一番基本であるというふうに思います。人を尊重すれば、人を傷つける行為というのはなくなっていくという前提が学校教育、教育の理念としてはありますので、そういうことを性教育の基本にしているというのが、立川市における性教育であると。個別のこと、具体の部分につきまして、今、資料を持っていませんので、以上で。

藤本委員長 ありがとうございました。

以上でございましたが、課題はたくさん含んでいるということとございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

その他

藤本委員長 それでは、大きな2番、その他に入ります。体育課長、お願いします。

田中体育課長 それでは、本日になって申しわけありませんが、お手元に第41回東京都市町村総合体育大会の実施要領というコピーしたものが配布してあるかと思います。めくって3枚目ですが、1ページ目に大会の実施要領が書いてございます。主催は東京都市町村体育協会連合会、東京都、昭島市、立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市、それとそのすべての教育委員会が主催という形になっています。この5市が今回は第3ブロックということで主管していくという形で、30市町村に対して5市で全競技を行っていくというような形になっております。

ちなみに、第1回が何年に行われたかといいますと、昭和42年に第1回を立川市で行われていまして、その当時は各市が主管して、各市を利用して競技を実施していたというやり方でやっております。第1回は立川市。そういう形でずっときまして、第34回からブロック制を敷いたということでございます。30市町村を5つの市町村に分けて、概ねブロック制度を敷いて、そのブロックで主管していくというような形をとっています。今回は第3ブロック、立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市、この5市で主管していくということでございます。その中で、特に昭島市が主管ということで今回は実施していくという形になっております。

第7番目を見ていただきますと、競技種目が書いてあります。13競技20種目という形で実施されます。

あと、4ページをご覧いただきたいというふうに思うんですが、この競技、今、13競技20種目という形でご説明申し上げましたが、その中で開会式が7月22日、これが昭島市市民会館の大ホールで10時から行われます。それから、立川市で行われる種目につきましては、バレーボール、男女で行われますが、7月29日男子、これが立川市柴崎市民体育館、7月22日が女子で立川市の泉市民体育館、これはいずれも9時45分に開会式という形になっております。

それから、中間からちょっと下にまいりまして陸上競技ですが、7月22日に立川公園陸上競技場で9時15分から行われるという形です。

その2つ下ですが、水泳。これは男女、立川市の柴崎市民体育館で9時半から開催が行われる。これは7月29日です。

それから、軟式野球は、各市で行いますが、既に7月7日から大会を実施しているところでございます。立川市の多摩川緑地野球場、こういったところでやられるという形になっております。

それから、資料の一番後ろの紙をお開きいただきたいんですが、一番下に書いてありますが、この種目の中で30市町村の男子が2,941人の参加です。女子が1,460人の参加。トータルで4,401名の選手が参加するという形になっております。立川市におきましては上から2行目ですが、黄色でマーカーが入っているかと思いますが、20種目のうち19種目に出るとい

う形でございます。残念ながら女子の剣道だけが立川市は出ないという状況になっているところでございます。これにつきましては、こういうことで大会が行われます。

それから、7月10日付の広報でスポーツ欄のところに、7月29日、柴崎市民体育館は全施設が利用できませんという広報が入っております。これにつきましては、7月29日に柴崎市民体育館で総合体育大会が行われ、水泳の男女、バレーボールの男子が行われます。水泳では、選手だけで655名、バレーボールの男子だけで214名、大会役員等を入れますと1,000人以上が集まるという形になっております。そういった中で、柴崎市民体育館の全施設を使うような形、ロビーからすべてを使うという形。実際に使わないのはトレーニングルームだけです。トレーニングルームの更衣室等も全部使ってしまうので、全施設利用できないというような広報をしたところでございます。

私の方からは以上でございます。かなり大きな大会が開かれるということで、ご承知おきいただきたいということでご報告申し上げます。

以上です。

藤本委員長 ありがとうございます。これは、ご説明いただきましたけれども、教育委員会として参加するとか、何かそういうことではないんですよね。体育課長。

田中体育課長 大会の役員につきましては、名誉会長が石原慎太郎東京都知事とか、あと、5市の市長が名誉会長とか、そういう形でいろいろなっているんですが、主管市の昭島市の方から開会式の案内状とか、これから多分いくかと思うんです。昭島市の方でかなり遅れているというふうなお話をしていましたので。ただし、いくとしても、教育委員長、教育長ぐらいいまでだというふうに思います。そういう状況になっていまして、あと、立川市で行われる大会の開会式には、立川市で市長をはじめ委員長、教育長で行ってほしいというふうな要望がありますので、今、秘書室で市長が行けないところに行っていただくような手配をしているところでございますので、もう少し先にいって、行っていただくような形が出るようなことがあるかというふうに思いますので、その節はよろしく願いたいというふうに思います。

以上です。

藤本委員長 ただ、7月22日開会式で29日が選挙の日ですので、そんなこともございますね。わかりました。

以上でございますが、何かそのほかにもございますか。小林委員。

小林委員 質問とかではないんですけれども、事業後援のことなんですが、教育委員会の定例会では議題にしないということで、社会教育委員と事務局の方にお任せするという事になってはいますけれども……。

藤本委員長 教育長にもお任せする。

小林委員 教育長にもお任せいたします。それはそれでいいんですけれども、どういうものを後援したかということをお教育委員の中で全く知らないということでもいいのかなという気がしたんですけれども、どうでしょうか。その報告というか、文書だけでもいただくという

形はできないでしょうか。

藤本委員長 例えば、こういうのが後援されて、こういうのを後援しましたとか、そういう結果報告をとということですかね。

小林委員 はい。

藤本委員長 生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 4月の会議で、事業後援につきましては、教育長委任ということでご協議いただきました。ありがとうございました。今、小林委員のおっしゃったどのようなものが事業後援されているかということで、確かにおっしゃるとおりだなと思いますので、早急に内部で調整いたしまして、方向性を出したいと思っております。

藤本委員長 よろしくをお願いします。

閉会の辞

藤本委員長 それでは、以上で本日の定例会を終了させていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

次回は、第14回になりますが、7月26日13時30分からこの場所で行いますので、よろしくご出席ください。

午後 2時45分閉会

署名委員

.....

委員長